佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年10月23日

佐賀県公安委員会委員長 吉 冨 啓 子

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後			
別表第1(第3条関係)				別	別表第1(第3条関係)			
事務の	の種類	根拠規定	決裁事項		事務の種類	根拠規定	決裁事項	
略	略				略			
昭和24 第108年	常業法(4年法律 号)に規	第6条及び 第24条	<u>古物営業の許可の取消し又は営業の停止命令</u>		古物営業法(昭和24年法律 第108号)に規	第6条第1 項及び第2 項	古物営業の許可の取消し	
定する	事務				定する事務	第24条	<u>古物営業の許可の取消し又は営業の停止命令</u>	
	略					略		
略	略				略			

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。